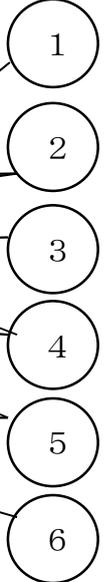


【記載様式】

麻 薬 譲 受 証				
▲▲▲▲年 ▲月 ▲日				
譲受人の免許証の番号	第 XXXXXXXXX 号	譲受人の免許の種類	麻薬●●●者	
譲受人の氏名（法人にあっては、名称）	○○○○ 印			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 XXXXXXXXX 号	氏名	■■■■ 印
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地	高知県△△△市□□□		
	名称	◇◇◇◇		
品名	容量	筒数	数量	備考
フェントステープ1mg	1mg×7枚	2	14枚	*****
/				
/				
/				
/				



- ・用紙の大きさは、A4 とすること。
- ・余白には、斜線を引くこと。

【注意事項】

- ① 実際に譲受証を交付した年月日を記載してください。
- ② 譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、記載不要です。
- ③ 譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印してください。
- ④ 麻薬小売業者は記載不要です。
- ⑤ 麻薬取扱者免許と同一の名称、所在地を記載してください。
- ⑥ 備考欄に製品番号を記載してください。

【参考】麻薬等関係質疑応答集

（平成 21 年 3 月厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

Q72. 麻薬診療施設の開設者*が麻薬を購入する際には、あらかじめ麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、または現品と引き換えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、麻薬譲受証は現品を受領した後に交付すべきものではないですか。（*麻薬小売業者も同様）

麻向法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、法定の注文書でもあります。

すなわち、あらかじめ譲受側は麻薬譲受証を相手方に交付し、または双方で同時に麻薬譲渡証、麻薬譲受証を交換することにより、その都度相手方の資格および取引する麻薬の品名・数量等を確認したうえでなければ麻薬の受け渡しはできません。したがって、麻薬譲受証は現品の受け渡しに先立って、又は現品と引き換えに相手方に交付しなければなりません。

【麻向法 32 条第 1 項】